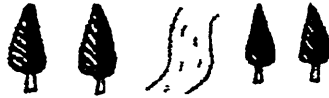


—やんば—
STOP! THE ハッ場ダムニュース



IN 埼玉

No.16 2007.10.26.

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 代表 藤永知子 TEL/FAX 048-825-3291

“利根川上流に堤防がなかった” ハッ場ダムは、治水上も必要なし!

今回の裁判では、治水に関して追加的に証拠証明書を提出しました。戦後間もない1947年、利根川流域をカスリーン台風が襲来し、甚大な被害をもたらしました。死者1100人、流出倒壊家屋2万4000戸、浸水家屋が三十万戸にもなり、埼玉県でも年配の方から、そのときの恐怖を聞くことがあります。そのカスリーン台風が今も利根川の治水計画に大きく関わっています。

いままでの被告の主張----->大型台風後に河川改修

国交省は、1949年カスリーン台風規模洪水に備えるために利根川の改修計画を策定しました。そのとき国交省が、※基本高水流量を22,000ト/秒としたことのおかしさが、あります。『カスリーン台風(1947年)のときに八斗島上流で毎秒5,000ト程度の洪水が溢れたが、その後、その大氾濫が、おさまるような河川改修が行われた。もしカスリーン台風が、再来すればその氾濫量の毎秒5,000トを加えて、八斗島地点を毎秒22,000トの水が、流れる』と説明しています。

原告の現地調査でわかったこと----->台風後も堤防なし、河川整備なし

被告の主張どおり、本当に当時①利根川上流において5,000ト/秒の洪水があったのか

②カスリーン台風後上流の堤防の整備がなされているか

以上2点について、弁護団の高橋弁護士と原告の真下さんが、3月から実地に調査しました。

その結果、「5,000トという大氾濫があった、とは言えず、またその大氾濫に対応した堤防はなく、河川整備はなされていなかった」ということが、わかりました。

被告は「氾濫量や洪水量の数値の多寡を議論してもハッ場ダム治水効果に影響はない」と主張していますが、国交省が想定している基本高水の毎秒22,000トのうち毎秒16,500トを河川改修で対応し、残りの毎秒5,500トを上流のダムで調節するとしています。この5,500トのうち既設ダム(6基)で1,000トをハッ場ダムの600トを



▲ 堤防調査より(渋川の棚下)

加えてしても 1600 トンしか対応できず、残りの 3900 トンは解消されない非現実的な計画です。このように治水面からも八ッ場ダム建設の根拠となっている国交省の主張は破綻しています。

これから始まること,,, ,

私たちが問題点としている書面は、すでに全て提出しました。今後は、立証計画に基づいた証人を裁判所が認めるかが、問題になります。どうか傍聴に来て下さい。私たち住民の税金の使われ方を一緒に監視して下さいをお願いします。(藤永)

※ 基本高水流量とは：治水計画で対象としている最大洪水流量のことで一級河川の利根川では 200 年に一度の洪水で（1947 年のカスリーン台風の雨量がこれにあたる）八斗島地点を毎秒 22000 トンの水量が流れると国交省は想定している。

八ッ場ダム裁判 第 14 回口頭弁論期日のご報告

弁護士 野本夏生

八ッ場ダム埼玉訴訟は、9 月 12 日午前 11 時から第 14 回口頭弁論期日が開かれました。

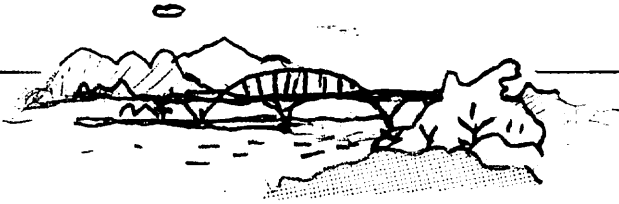
今回の期日では、まず、原告から、治水問題に関する追加書証を提出しました。提出した書証とは、八ッ場ダム群馬訴訟の原告真下さんと高橋利明弁護士のお二人が、利根川上流域である水上町の月夜野から前橋市内の「昭和大橋」に至るまで、直線で 40 キロにも及ぶ距離を車で何度も実地走行し、利根川に堤防が築かれているかどうかを点検した結果をまとめた報告書です。「カスリーン台風の時に八斗島上流で毎秒 5000 トン程度の洪水が流れたが、その後、堤防の整備が進んでいる」という国交省の説明が事実でないことを明らかにした労作ですが、今回の期日では、この報告書の内容をパワーポイントを使って解説しました。

被告側からは、ダムサイトの危険性（地すべり）、環境への影響について反論を試みた準備書面が提出されました。国交省の説明を独自に検証することなく反論としている点で、他の地域の被告主張と基本的には同じ内容となっています。この書面が提出されたことにより、県側が再反論を予定している利水問題を除いては、埼玉訴訟においても、原告、被告双方の主張・反論が出揃ったこととなります。

次回、第 15 回口頭弁論は、11 月 21 日（水）午前 11 時からさいたま地裁 105 号法廷で行われます。被告側から、利水問題に関する再反論の書面が提出される予定ですが、仮に予定通り書面が提出されると、引き続き次々回以降の期日の持ち方が協議されることになると思います。利水、治水、ダムサイトの危険性、周辺環境への影響というこの裁判の主要な論点について、証人を呼んでの立証活動をどこまでさせるかが決まっていくこととなります。八ッ場訴訟もいよいよ山場を迎えます。ぜひ、引き続き、多くの方の傍聴をお願いいたします

川の全国シンポジウムでの重要発言要旨

河登一郎



- ・ 日本中が酷暑にうだる 8 月 11・12 日に、徳島大学で開かれた「川の全国シンポジウム」は素晴らしいシンポジウムでした。パネラーも碩学・研究者・政治家・運動家など、それぞれ立派な活動しておられる多くの方々が参加され、会場は熱気に包まれました。全体のまとめはいずれ主催者から公表されますが、本稿では紙面の制約から、筆者の独断と偏見で、印象に残った発言のみ列挙しました。(敬称、肩書き省略)
- ・ なお、吉野川見学や「吉野川連」の阿波踊りも大変良い企画だったことを付言します。

1. 文明の危機：

- (1) 世界人口は、農耕開始以来数万年にわたり約 5 億人前後で推移してきたが、産業革命以降約 200 年間に急増し現在 65 億人、持続困難に。(中村敦夫・宇沢弘文)
- (2) 人間が自然を支配・管理する発想が諸悪の根源。(同上)
- (3) ヨーロッパでは文明を見直す新たな動きが始まっている。車に乗らない；コンクリを壊す；高速道路を廃止など。(宇沢)

2. 川と人間とのかかわり：

- (1) 川の存在は無限大。治水・利水は川の多様な機能の一部でしかない。(宮本博司)
 - (2) ダムは、川の物質循環を遮断する；川にとって基本的に敵対物。(大熊孝)
 - (3) 川と遊ぶ原体験の重要性；「川の学校」(野田知佑)
 - (4) 生活に密着していた「近い水」が、便利さの反面巨費を掛けた「遠い水」になってしまった。近い水を取り戻そう(嘉田由紀子)
 - (5) 森林の機能；(蔵治光一郎)
- ①治水上、2重の効果あり：消失保水力(遮断と蒸散)及び一時的保水力、
②利水上、一時的保水力は(+)だが、消失保水力は(-)。常緑針葉樹林は(-)が大、
③その意味で、「みどりのダム」構想は不充分
→民主党政策にも欠陥はあるから、批判ではなく建設的な提言が欲しい。(福山哲郎)

3. 1997 改正河川法について：

- (1) 環境・住民意見反映・樹林帯の概念が明記された意味では大幅改善だが、現実には淀川・武庫川など少ない例外を除いて形骸化。最近は特に反動化。

(2) 「現状からの改善」ではなく、「本来あるべき姿」からの発想を。(今本博健)

(3) 再改正への提言；その方向は、

- ①基本方針決定の段階から住民参加を義務付けるべき。義務違反→訴訟の可能性で行政に緊張感(大熊・松本誠)
- ②計画を超える洪水に対しては、一部での場所で越流を受け入れ被害を最小にする；氾濫受容型治水へ戻る。(大熊・八田千恵子)。
- ③国が、全国一律に決める安全度は、過大・巨費・環境破壊。被害実態調査から：原因も対策もそれぞれ異なる。(嘉田)

4. 政治は何ができるか：

(1) 河川管理の分権化/権限委譲：

- ①日弁連の提言：別紙の通り権限委譲を提言。(神野直彦；日弁連)。
全国知事会など地方6団体からも同趣旨の報告書。
- ②公開質問(河川管理権限委譲の是非)に対する各政党の回答；
自民党：反対(一級河川は複数県にまたがるため国家による一元管理が必要)
公明党：反対(治水は役割分担；重要河川は国の管理が必要)
民主党：どちらとも云えない。(国と地方の役割見直しを含めて今後の検討課題)
共産党：どちらとも云えない。(国の責任放棄；補助金削減につながる)
- ③嘉田知事：権限と予算と若干の時間があれば自治体でも十分に人材育成可能。ダムに頼らない流域治水。リスクを伝え、住民協働の河川管理。
- ④福山議員：部分的な移譲の前に、権限・予算を含む分権全体の仕組み見直しが先決。
地方分権は両刃。
- ⑤神野教授：複数県にまたがる一級河川水系は、広域連合制度で複数県の共同管理を。
(2) 長年の公共事業ばら撒き・依存体質で、全国に大小52万社もいる建設業者のために公共事業のばら撒きが自己目的化。事業の意義は後理屈。(中村)
(3) 法整備が重要：①計画策定の最初から；②住民の参画を；③義務つける。(松本)
(4) 住民と自治体議会の支持があれば中央官庁とも強気で交渉できる。(矢上雅義)
(5) 民主党が参議院で第1党になり、野党が過半数になった効果は大きい。(福山)
衆院決議→参院での否決は、衆院2/3で再決議できるが、時間の制約もあり(60日)世論もあるので効果大きい。原案修正。(その他国政調査権；同意人事も強力な武器)

5. 行政との接点：上記諸点以外に；

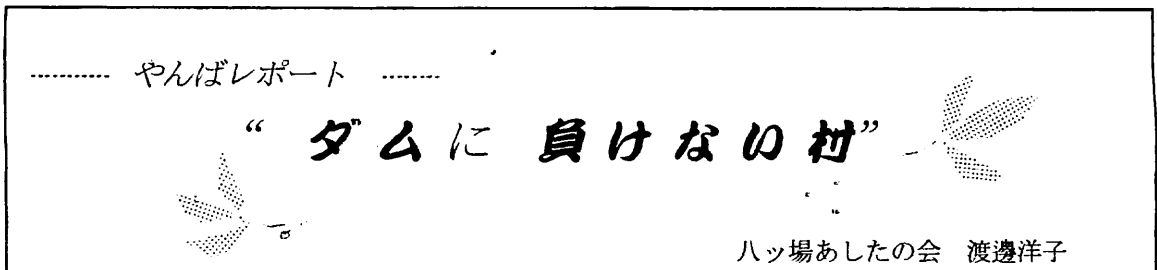
- (1) 官が作る計画への反対ではなく、最初の段階から住民参画が重要；武庫川の場合、神戸大地震直後のため、流域委員会で基本計画から整備計画までセットで討議し原案策定した。
(松本)
- (2) 現状の問題点を正確に把握することが正しい解決の第1歩。
- (3) 洪水に備えて日頃から堤防を管理・監視してきたのは行政ではない。周辺住民だった。(嘉田・

大熊・八田)。

- (4) 官僚は、理屈より「住民の熱い思い」に共感すると目を輝かせて働く。住民とマスコミの支持が重要。(宮本・矢上)。
- (5) 行政とご用学者は平気で嘘をつく。(野田)。
- (6) 縦割り行政の弊害(福山・春名ほかほぼ全員)
- (7) 基本高水の恣意性(今本・大熊)

6. 今年12月3-4日に別府で、「アジア水のサミット」:企画は竹村元建設省局長。トップダウンでダム推進世論喚起か。要ウォッチ。

7. 最後に、川を流域住民(あなた)が取り戻すための全国シンポジウム:「徳島宣言」と「意見書」が採択されました。



8月末、来年度の政府予算に対する各省庁の概算要求が出そろった。国交省のハッ場ダムに対する概算要求額は326億円。一昨年は356億円、昨年は385億円と、ハッ場ダムの予算額とくらべると、来年度は多少減額となる見通しだが、それでも公共事業費が全体として圧縮される中、突出した要求額であることに変わらない。

現地では昨年来、生活再建に関わる関連事業の見直しが懸案となっている。国交省、群馬県、長野原町の協議の中で明るみとなったのが、利根川荒川基金事業の実態である。

基金事業は水没地の地域振興と住民の生活再建を目的としたもので、受益者とされる下流都県が同意の上、事業費を負担する。1992年、群馬県が素案を作ったが、その基となったのが、国と群馬県が作成した「地域居住計画」である。この計画の中で、ハッ場ダム事業はリゾート地域の基盤施設と位置づけられ、水没による温泉街の消滅を危惧した川原湯住民は、リゾート地として温泉街が再生する計画に未来を託すことになった。

ところが、その後、バブルがはじけ、関係都県は財政事情の悪化を理由に、基金事業の支出を渋るようになった。ダム事業を進めるために住民の協力を必要とした国は、この事実を地元には知らせることなく、地元との交渉を続けてきた。

水没予定地は今、リゾート開発どころか、地域崩壊の危機に瀕しているのだが、国も関係都県も責任を押しつけ合うばかり。財政難による地方の切り捨て、それでも止まらない公共事業という構図は、ハッ場ダム計画を見ればよくわかる。

9月から10月にかけて、群馬県議会では5人の県議がハッ場ダム問題を取上げた。地元が

ダムを受け入れて以来、八ッ場ダム問題は決着がつけられ続けられてきたが、問題は先送りされただけで、何一つ解決していない。そのことが県議会の質疑の中で、ようやく少しずつ明らかになりつつある。

八ッ場あしたの会では、ダムの不要性という従来の脱ダム運動の論点に加え、新たに「都市と地方の共生」という視点から、八ッ場ダム問題を捉え直そうとしている。来月開催の下記シンポジウムに、是非ご参加を！

『ダムに負けない村ー八ッ場から地域の再生を考える』

■日時：11月4日（日） 午後1時15分～5時

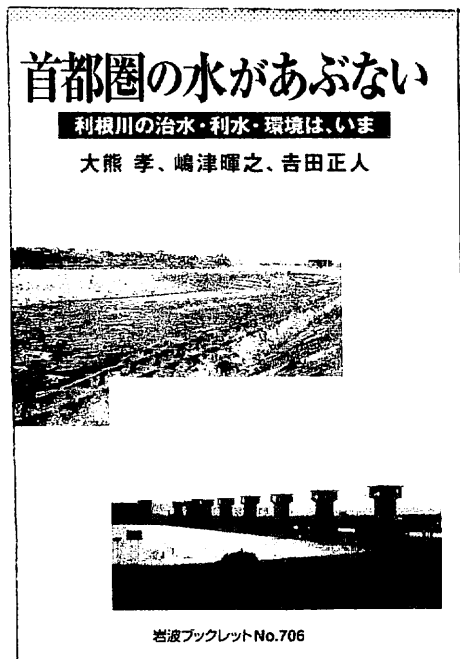
■場所：星陵会館ホール（東京都千代田区永田町）

パネリスト：加藤登紀子（歌手）・石川理夫（温泉評論家）・大西暢夫（映画監督）・関口茂樹（群馬県議）・保母武彦（島根大学名誉教授）・矢上雅義（相良村村長）

・予約申し込み：メール info@yamba-net.org または tel/fax027-253-6706（渡辺）、tel0424-67-2861, fax-0424-67-2951（田中）まで

■ 新刊案内 ■ 岩波ブックレットNo.706

『首都圏の水があぶないー利根川の治水・利水・環境はいまー』



著者；大熊孝、嶋津暉之、吉田正人

¥504（税込）

【目次】

第一章 利根川治水の変遷

第二章 利根川における開発の歴史、
止まらない公共事業

第三章 首都圏の水行政の実態

第四章 利根川の自然環境の変貌と再生

あとがき 利根川流域市民委員会

首都圏外郭放水路（彩龍の川）を見学して



大高文子

私は、ライフワークとして「水を汚す加害者にならないように」と石けんを使う暮らしを推進しています。そんな活動のひとつに「さいたま市水環境ネットワーク」の施設見学会が9月29日にありました。

以前から興味があった春日部市にある首都圏外郭放水路の施設を見学することができました。同行の国土交通省の職員がこの放水路について、『中川・綾瀬川流域は、勾配が緩やかで、水が流れにくくまたお皿のように水のたまりやすい地形であるため浸水被害解消の抜本対策としてつくられて治水施設です。この地域は江戸時代に行われた治水工事で、流れが変えられた利根川のいにしへの姿であり、戦後に東武鉄道がひかれ、田んぼが住宅地になりましたが、今後も開発が進展されるものと予想されるので、この地域に必要な治水施設です。』と話されました。

この施設は、地域に流れる5本の河川（大落古利根川・幸松川・倉松川・中川・18号水路）に流入施設と立抗をつくり、地下水路でつなぎ江戸川へ毎秒200 m³を排水する仕組みです。総工費2400億円。先月の台風9号が来た時には、この施設が役立ち、浸水の心配はなかったとのことでした。

この日は調圧水槽やトンネルは実際見学出来ませんでした。余談ですが排水機場の施設では、TVのウルトラマンなどの撮影に使用されていました。

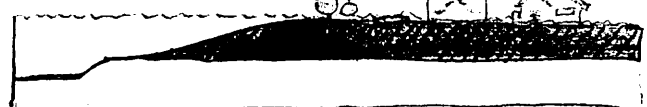
昼食後は、葛飾のスーパー堤防（高規格堤防）を見学しました。そのスーパー堤防の近くには「矢切の渡し」で有名な江戸川で唯一残されている渡し舟があり、上流には、金町浄水場も有ります。スーパー堤防は、すぐの所まで住宅が有り、新築のマンションも建設中でした。もともと江戸川は流量の少ない河川と聞いていたので、実際江戸川の流れを目にして、スーパー堤防ではなく、通常の堤防では役に立たないのか、本当に建設費の高い、しかもより広い土地が要るスーパー堤防が必要なのかと疑問に思いました。今後も江戸川では、吉川地区のスーパー堤防建設に着手する予定だそうです。

この2箇所の見学をして、「ハッ場ダム」だけでなくスーパー堤防なども治水上、必要性がないと思われるのに、建設を進めていることに疑問を覚えました。

●ふつうの堤防



●スーパー堤防



▲（国土交通省江戸川河川事務所のHPより）

● **次回裁判の傍聴に来て下さい!** 11月21日(水) 午前11時～

【さいたま地裁】105号法廷で行われます。



● **国会シンポジウム「川を住民の手に! 国会シンポジウム2」** —ダム問題をあらためて問う

日時: 10月29日(月) 午後1時～午後4時

場所: 衆議院第一議員会館第一会議室(東京都千代田区永田町)

内容: ① 講演「川辺川ダム計画を抱える相良村の決断」 熊本県相良村 矢上雅義・村長
② 日本各地からの報告 ③ テーマ別問題提起 ④ 河川行政と住民参加/ダム
計画の破綻/ダムと天下り ⇒ 超党派国会議員と情報共有・意見交換

● **シンポジウム「ダムに負けない村—ハッ場から地域の再生を考える」**

日時: 11月4日(日) 午後1時15分～ 場所: (東京都千代田区永田町、星陵会館)

主催: ハッ場あしたの会 <http://www.yamba-net.org/>

● **やんば学習会『仮称 大型公共事業ハッ場ダムを考える』**

日時: 11月25日 午後2時～4時半 場所: 川口市栄町公民館 *講師 嶋津暉之氏

内容: 「川口市の水道とハッ場ダム」 ・連絡先: 048-825-3291 (藤永)

● **「誰のための公共事業? 政・官・業癒着の真相とは」** —ハッ場ダム住民訴訟3周年集会—

日時: 12月9日(日) 午後1時半～4時半

場所: 全水道会館4階大会議室(東京都文京区本郷1-4-1 TEL 03-3816-4196)

内容: 講演「官僚技官 公共事業に依存する官僚たち」/ 西川伸一さん(明治大学政経学部教授)
報告弁護団によるテーマ別報告など *主催: ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会

★訴訟についての資料一式すべてここで見られます→ <http://www.yamba.jpn.org/>

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和3-12-3-601 藤永 知子 方

TEL/FAX 048-825-3291